

## 第2節 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止

### ◎ 現況と課題

資源循環型社会を築くためには、3Rの推進が重要であることはもちろんのことですが、廃棄物の発生抑制や再資源化等に努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理されなければなりません。

一時期、本県には、全国で不法投棄される産業廃棄物※の約4割が集中しました。

このため、24時間・365日での監視指導體制の整備（平成11年4月）、警察における環境犯罪課の設置（平成14年4月）、県独自の「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の制定等による規制の強化（平成14年3月）などを実施し、その結果、不法投棄量（平成24年度）は、ピーク時（平成11年度）の約40分の1まで減少させることができました。

しかしながら、依然として、建設廃材をはじめとした産業廃棄物のゲリラ的な投棄があり、不要となった家電製品も多く捨てられています。また、観光地や市街地の主要道路の交差点付近には、ごみが散乱しています。

このように、不法投棄などが依然として後を絶たないため、県民一人一人が廃棄物のルールとマナーをより一層遵守するとともに、引き続き県民及び市民活動団体、市町村と連携して、不法投棄の監視指導を強化していく必要があります。

廃棄物の不法投棄を未然に防止するためには、監視指導の強化だけでなく適正処理を推進することが重要です。

そのため、一般廃棄物※に関しては市町村が、産業廃棄物に関しては処理の責任を担っている排出事業者と処理業者が、適正に廃棄物の処理を行うように徹底を図っていく必要があります。

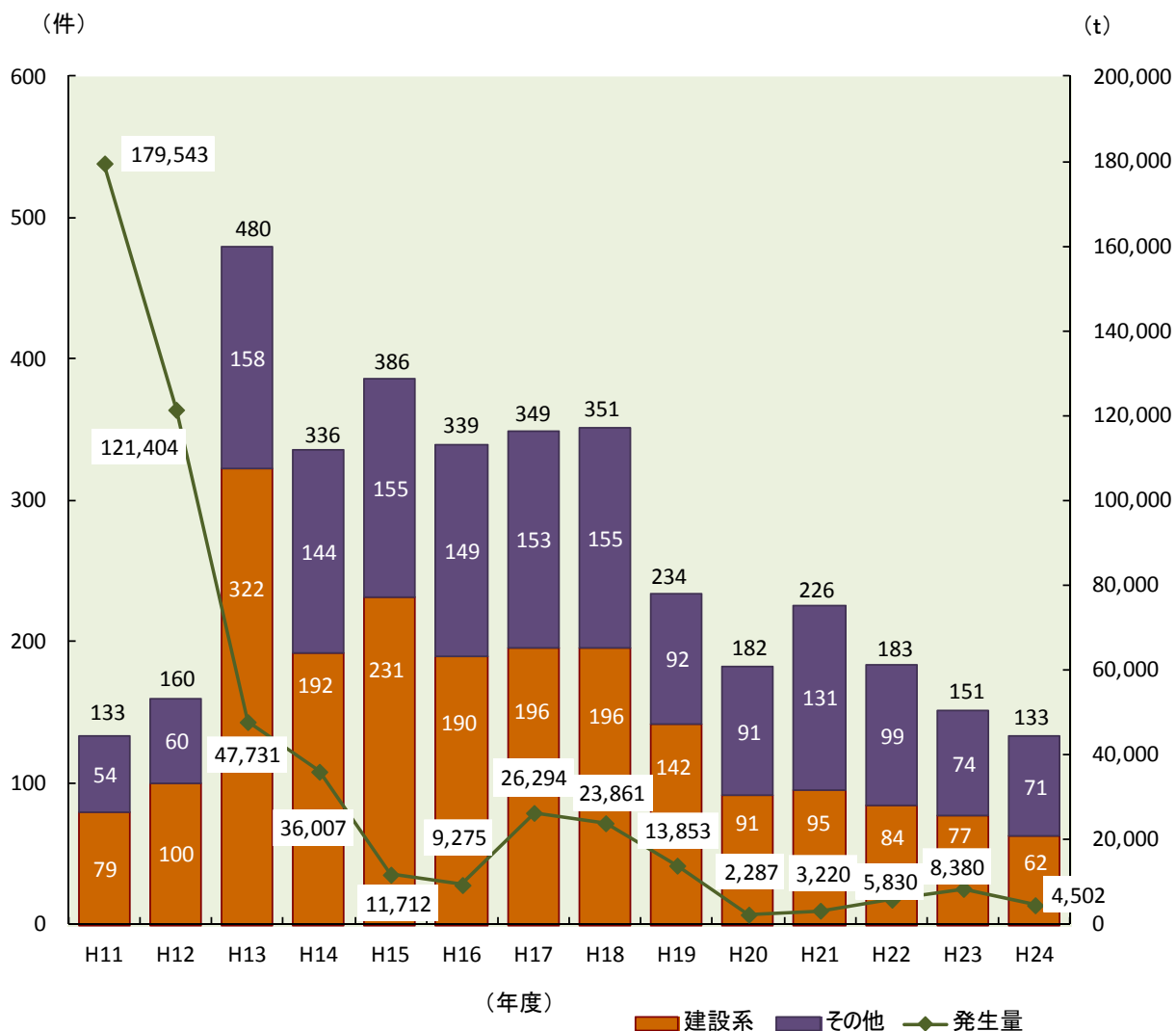
また、廃棄物の適正処理を進めていくために、必要な廃棄物処理施設を確保することも不可欠です。

今後、2020年（平成32年）東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた道路等のインフラや施設の整備により、産業廃棄物等の排出量が増大することが懸念されます。このため、廃棄物の適正処理の徹底や再資源化の促進を図っていく必要があります。



不法投棄された  
廃棄物

図3-7 産業廃棄物不法投棄発生件数及び発生量の推移



◎ 目指す環境の姿

廃棄物の不法投棄が一掃され、廃棄物の発生抑制や再資源化等に努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理されています。

## ◎ みんなの行動指針

<p>県民 (家庭)</p>	<p>○ごみを排出する際には、地域で決められたルールを守ります。          ・壊れた家電などは山林等に不法投棄せず、ルールに基づき廃棄します。</p> <p>○地域ぐるみの清掃等に積極的に参加します。          ・ごみのポイ捨てはせず、環境美化に努めます。</p> <p>○廃棄物の不適正処理や不法投棄を目撃した場合には、速やかに行政★に通報します。(★産廃残土県民ダイヤル043-223-3801 または最寄りの市町村)</p>
<p>市民活動 団体</p>	<p>○ごみの適正排出及び分別を呼びかけます。</p> <p>○環境美化運動等を率先的に進めます。          ・アダプト・プログラム※に参加します。</p>
<p>事業者</p>	<p>○廃棄物処理法に基づく排出事業者責任により、廃棄物を適正に処理します。</p> <p>○廃棄物の適正処理に関する社内の研修体制やチェック体制を整えます。</p> <p>○自社から出された廃棄物の適正処理について、排出事業者としての責任を果たすとともに、積極的に廃棄物の処理に関する情報を開示します。</p> <p>○事業所やその周辺において、ごみの適正排出等を通じた環境意識の普及啓発を行うとともに、地域の一員として環境美化運動に参加します。</p>
<p>市町村</p>	<p>○一般廃棄物について、必要に応じ近隣市町村と連携した広域処理体制を構築するなど、効率的な処理・処分を進めます。</p> <p>○ポイ捨てや廃家電の不法投棄を未然に防止するため、監視を行うとともに、普及啓発を進めます。</p> <p>○自ら排出する廃棄物を適正に処理します。</p>
<p>県</p>	<p>○産業廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、事業者、県民、民間団体、市町村及び警察等と協力して監視体制の強化を図るとともに、悪質な行為者については告発等を行います。</p> <p>○廃棄物の処理・処分に関する情報を積極的に開示します。</p> <p style="text-align: center;"><b>インターネットによる情報提供</b></p> <p style="text-align: center;">産業廃棄物（「千葉県ホームページ」：<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp">www.pref.chiba.lg.jp</a>⇒「環境・県土づくり」⇒「環境」⇒「廃棄物・資源循環」⇒「産業廃棄物」）</p> <p>○自ら排出する廃棄物を適正に処理します。</p>

## ◎ 県の施策展開

### 1 廃棄物の適正処理の確保【循環型社会推進課・廃棄物指導課・技術管理課】

#### (1) 適正処理に向けた体制づくり

- ・市町村が一般廃棄物の適正処理の推進を図る上で、必要となる施設整備に係る技術的な助言や広域処理体制の構築に向けた調整を行います。
- ・様々な機会を利用して、産業廃棄物の排出事業者に廃棄物処理法に基づく適正処理について情報を提供し、適正処理を推進するよう指導します。
- ・産業廃棄物の処理業者に処理基準の遵守を指導し、優良な処理業者の育成に努めます。
- ・産業廃棄物の適正処理に貢献した事業者等を表彰するなど、適正処理を推進する意識の醸成に努めます。
- ・「千の葉エコプロジェクト」を推進することにより、廃棄物の適正処理にかかる先進的な取組を紹介し、適正処理に向けた活動の拡大を推進します。

#### (2) 適正処理のための仕組みづくり

- ・不法投棄を防止し適正処理を推進するため、電子マニフェスト制度※の普及・促進に努めます。
- ・建設廃棄物について、発生から最終処分までの流れの一元管理に向けて、建設リサイクル法※に基づく情報と廃棄物処理法に基づく情報（マニフェスト）の共有化等に取り組みます。

#### (3) 廃棄物処理施設の整備対策

- ・市町村等が行う廃棄物処理施設の整備に当たって、地域の実情等を踏まえ広域的な観点から、必要な助言を行います。
- ・廃棄物の処理施設や最終処分場の設置に当たっては、地域住民等の十分な理解のもと、周辺の環境保全に十分配慮し、安全性・信頼性を確保させます。
- ・民間事業者による廃棄物処理施設の設置の進捗状況等を踏まえながら、廃棄物処理施設の整備について、公的関与のあり方を検討します。

#### (4) 流出入する産業廃棄物対策

- ・県外で発生し県内に流入する産業廃棄物については、引き続き流入抑制を図ります。また、県内で発生し県外に流出する産業廃棄物の実態把握を行い、県内の最終処分場の残余容量を踏まえた上で、総合的な流出入対策に取り組みます。

#### (5) 適正処理困難物の処理対策

- ・県内のポリ塩化ビフェニル※廃棄物については国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改訂等を勘案して、「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の見直しを行い、処理期限である平成39年3月までに適正かつ安全に処理されるよう事業者を指導します。
- ・アスベスト※廃棄物については、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等の関係機関と連携し、適正かつ安全に処理されるよう事業者を指導します。

## 2 廃棄物の不法投棄の根絶【循環型社会推進課・廃棄物指導課・警察本部】

### (1) 廃棄物の不法投棄対策

- ・市町村、県民、市民活動団体及び事業者等と連携のもと、「ゴミゼロ運動」※など、ごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を引き続き推進します。
- ・産業廃棄物の広域移動に対応した排出事業者指導などの充実・強化を図り、24時間・365日体制の監視体制を基本として、市町村、県民、市民活動団体及び事業者等と連携した不法投棄に対する監視体制のネットワーク化を図り、きめ細かな監視を引き続き行います。
- ・不法投棄による環境への影響が大きい硫酸ピッチ※については、平成19年度中に全量を撤去しましたが、引き続き「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」により不法投棄を未然に防止します。
- ・不法投棄された産業廃棄物について、行為者に対する撤去指導はもちろんのこと、不法投棄された産業廃棄物の排出事業者の特定に努め、撤去指導を引き続き行います。また、行為者等による撤去が不可能で環境に著しい悪影響を与える不法投棄箇所については、行政代執行による撤去を行います。
- ・悪質・巧妙化する廃棄物不法投棄事犯の検挙に努めます。特に被害が拡大する前の早期検挙に努めます。

### (2) 廃棄物に関する情報の公開

- ・廃棄物処理施設の設置者に対し、施設の維持管理の状況について積極的に公開するよう指導します。
- ・不法投棄などの違法行為等に対して、廃棄物処理法に基づく行政処分を受けた者に関する氏名等の公表はもちろんのこと、不法投棄された廃棄物に係る排出事業者や処理業者などの公表についても検討を行います。

## ◎ 関連する個別計画

### ○千葉県廃棄物処理計画（平成23年3月策定）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項などを定める計画です。

### ○千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成27年3月改訂）

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、千葉県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する計画です。

## ◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
新たな不法投棄量 （投棄量 10 トン以上の不法投棄 箇所における投棄量の総量）	23,861 トン （平成 18 年度）	新たな不法投棄量 ゼロを目指します （早期実現）